

法制・基本問題小委員会におけるクラウドサービス等と著作権についての議論（概要）

平成25年12月16日

平成25年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）では、第1回から第3回にかけて、クラウドサービス等と著作権に関する議論が行われた。その際、関係者及び小委員会委員から示された意見の概要は、以下のとおりである。

なお、<>を付した意見は、第2回小委員会における関係者ヒアリングにおいて関係者から示された意見であり、<>を付していない意見は、小委員会委員より示された意見である。

なお、<>内では関係者の略称を記載し、正式名称は本資料の末尾に記載している。

1 総論

（検討の必要性に関する意見）

- クラウドサービスやメディア変換等の促進は特に重要である。かねてから審議会における検討対象となってきたが、必ずしも具体的な方向性を得るには至っていない。クラウドサービス推進のために著作権法上の環境整備を進めるべきとの声がなお強いことを踏まえれば、具体的な方向性を示す時期に達しているのではないか。
- クラウドサービスと、これを念頭に置いた、デジタルネットワーク社会に対応した環境の整備についてはスピード感をもって検討すべき。

（検討の方向性に関する意見）

- クラウドサービスについて本格的に意味のある議論するためには、議論に先立ちサービスの内容を細かく分析することが必要である。
- クラウドサービスをどう考えるか、という点で話を堂々巡りさせないためには、個別事例に基づいて精密な議論をする必要がある。
- ヒアリングを聞く限り、法人向けのクラウドサービスについては、急いで議論する必要はないのではないかと。その上で、議論の混乱を避けるため、まずは私的使用目的の複製が関連するクラウドサービスに限って議論をするべきではないか。
- 法人向けのクラウドサービスについては、契約で解決されるべきものである。したがって、私的使用目的の複製が関連するクラウドサービスについて議論すべきであるとするが、その際、クラウドサービスを通じた著作物の共有を私的使用といえるのかという論点について、整理が必要である。
- 私的使用目的の複製が関連するクラウドサービスの中でも、著作物を専ら個人的に利用するサービスか、複数人で共有して利用するサービスかの違いや、利用する著作物をユーザーが用意するのか、サービス提供事業者が用意するのかの違いなどが考えられる。こうした点を整理したうえで議論すべきである。

- 個人向け録画視聴サービスなどにおいてもクラウドを利用するものがあると思われるので、こうしたサービスについては検討の対象とすべきである。
- 利用者としては、適法に入手した著作物に関しては、今ある技術を駆使して、魅力的な使い方、便利な使い方ができるようにしてほしい。それを縛るルールは変えた方が、様々な立場の方々にとってもいいのではないか。

(クラウドサービス等と著作権に関する関係者の考え方)

- 現行法下でクラウドサービスを提供できない状況ではなく、法の規制内容に明確でない部分があるとしても、合法的なサービス実現を事業者にて模索のうえ事業を進めることは、クラウドサービスに限らず重要であり、また、クラウドは道具に過ぎず、これを活用した様々なサービスが可能な中で、一律に法的明確性を追求するということには無理がある。
 <ヤフー>
- しかし、一般的に懸念が生じていることは理解でき、様々に展開されるクラウドサービスの実態を把握して、それらは現行法上どのように整理されるのか確認すること、また、著作権法が時代遅れになってしまっているという部分については手直しをすべきことを指摘すること、さらに、その他検討を要すべき点があればそれを指摘することには、一定の意義があると考え。<ヤフー>
- 著作物の利用行為主体の認定や、公衆用設置自動複製機器該当性、公衆送信該当性といった点で、事業者の行為について違法性を認定するような裁判例が幾つか出てきているため、法的な安定性がない。海外で行われているサービスであっても、日本で展開する上では法的リスクが存在するため、コンプライアンス意識の高い日本の事業者は萎縮してしまう。
 <JANE>
- コンテンツが適法に入手されているかどうか分からないとか、コンテンツの中身を関知しない、インフラの提供者だから事業者としては分からない、クラウドは道具であって場と環境を提供しているだけであると述べていながら、発表者のなかには経済の発展は必要だと述べている者もいる。著作物というものを扱っている意識が余りにも低いので、驚いた。クラウドサービスは素晴らしいサービスであるが、それだけにもう少し著作物を扱っているという認識を持って頂きたい。

2 私的使用目的の複製が問題となるクラウドサービス等について

(1) サービスの類型に係る意見¹

① 各サービス類型に対する意見

(i) ロッカー型サービスについて

- 利用者はクラウドの中の自分の領域にコンテンツを保存し、いつでもどこでもクラウドにアクセスすることでコンテンツを利用することができるようになってきている。こうした利用者の行為について、事業者が手伝うことを認めてほしい。<JEITA>

¹ 本文中に示されているサービス名は、基本的には関係者ヒアリングにおいて関係者から示されたサービス名による。

- 利用者が自ら所有するコンテンツをサーバーに保管して、時間や場所を問わずに様々な媒体で活用できるようなクラウドストレージを日本の利用者が不便なく活用できるようにすることは当然に実現されるべきである。 <ヤフー>
 - (上記説明の際に示されたクラウドサービスに対し) ユーザーがどのようなコンテンツを保存しているかについて事業者は関知しないという一方で、サービス側の判断でコンテンツを削除する場合がありますとのことだが、どういうことか。
 - (上記意見に対し) 権利者から申告があった場合には、事業者側で判断してコンテンツの削除を行ったり非公開設定にしたりという対応を取ることがある。プロバイダ責任制限法に基づいた対応を行っている。 <ヤフー>
- 我が国においては、法的なリスクが存在するため、スキャン&マッチ型の音楽配信サービス(利用者があらかじめ端末内に持っている楽曲を照合(スキャン)し、当該楽曲が、事業者がライセンスを受けている楽曲と合致(マッチ)する場合には、事業者のデータで配信され、合致しない場合には、利用者の端末からクラウドサーバーにアップロードされて配信されるというサービス)は行われていない。 <JANE>
 - (上記意見に対し) 我が国においても事業者が権利者と話し合いを行い、許諾に向かって話し合いがなされていたことは理解しているか。
 - (上記意見に対し) マッチしない音源に係るサービスについては、事業者と権利者との間については許諾のないものという前提で捉えていた。勿論、許諾を得られれば、日本でも可能ではあるが、そもそも利用者が保有している音源には限りがないため、すべての許諾を得ることは現実的には困難ではないか。 <JANE>

(ii) メディア変換サービスについて

- 撮りためたVHSテープをDVDに変換するといった、いわゆるメディア変換については、例えば高齢者などのように自分でできない人も存在し、事業者にメディア変換を頼みたいというニーズがあるので、事業者によるメディア変換サービスを認めてほしい。 <JEITA>

(iii) 個人向け録画視聴サービス

- Cablevision事件判決やAereo事件判決などから、米国では個人向け録画視聴サービスが認められている。米国で認められている以上、同様のサービスを日本においても認めてほしい。 <JEITA>
 - (上記意見に対し) 最近、米国においては、これらのサービスを違法とする裁判例も出てきており、連邦最高裁判所の判断が待たれるところである。また、ヨーロッパでは違法とする判決が出ている。その意味では、こうしたサービスが結論として許容されるべきというコンセンサスが我が国でも得られるかどうかについては、何とも言いえないのではないか。

(iv) その他のサービスについて

- その他、J E I T Aから、以下のサービス等について、著作権法上適法に行えることを明確にしてほしい旨の意見があった。
 - ・テキストデータをクラウド上で音声データに変換したり、書籍のデータをクラウド上のサーバーにアップロードして拡大表示や読みがなを付与したりするサービス (アクセシビリティ)
 - ・指定URLの情報をクラウド上に保存し、後からいつでも見られるようにするサービス (スナップショット・アーカイブ)
 - ・画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス (プリントサービス)

(2) 法的論点に係る意見

① 利用行為主体の問題

- 権利制限規定等の適用を判断する際の基準主体たる行為主体については、これが業者であるか私人たるユーザーであるかによって議論が全く変わってくることとなる。そのため、個別の事案に即して行為主体についての議論を整理する必要がある。
- 少なくとも利用者がコンテンツを自らサーバーのクローズドな領域に格納し、私的使用の範囲でのみ楽しむ場合であって、事業者が格納されたコンテンツの内容について知らないという場合であれば、基本的に利用者による複製であると整理できるのではないかと。<ヤフー (ニフティ・MCFも同旨) >
- 利用者がクラウドにコンテンツを格納するにあたってデータの自動変換が行われるとしても、例えばCD音源からMP3への変換やデータの圧縮のように、技術的困難性があるとは言えない自動変換を提供していることでは、利用者が行為主体であるということは否定されないのではないかと。<ヤフー (ニフティも同旨) >
- 利用者がサーバーに保存した著作物を利用者以外の者と共有した場合に、著作権法上どのような評価が下されるか不明確な部分がある。<ニフティ>
- 汎用・ロッカー型サービスにおける共有や公開機能は、例えば友達とか家族とかに自分の持っている写真とか何か作ったデータとかを共有するための機能であり、実態で判断する必要があるのではないかと。<ヤフー>
- 著作物の利用行為主体一般の問題と、著作権法第30条第1項柱書にいう「その使用する者」という要件とが同じ問題なのか、違う問題なのか、という議論もあり得る。

② 公衆用設置自動複製機器 (著作権法第30条第1項第1号) 該当性の問題

- クラウドサービスに提供されるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当する可能性がある。<JANE>

- 利用者が複製主体と評価できたとしても、仮にサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当するとしたら、利用者の複製行為は違法ということになり、事業者はその幫助を行っているとして評価されかねない。であるならば、同号はそもそもデジタル化ネットワーク化時代に適合していない規定であって、手直しが必要なのではないか。 <ヤフー>
- 立法当時の目的からみて、公衆用設置自動複製機器はサーバーを想定した規定ではないことは明らかであり、公衆用設置自動複製機器にサーバーが該当しないことを解釈で示せばよいのではないか。 <MCF>
- 立法趣旨や立法経緯、あるいは文言からいえば、サーバーは公衆用設置自動複製機器に該当しないという解釈も十分に成り立ちうるが、議論の対立があるところなので、その該当性の有無を立法で明確化する必要があるのではないか。

③ 権利者への適切な対価の還元について

- J E I T A 提出資料に記載のドイツ法では、確かにコピー代行は許容されているが、広く報酬請求権の対象となっており、保護と利用のバランスを取っている。こうした外国法を参考にしながら、一定の条件の下では、そうしたサービスを権利制限の対象に含めることを検討してもよいが、一定のサービスを完全に自由にするだけで、権利者への経済的な還元もなく、いいというふうに言い切ってしまうてよいかは検討が必要である。
- クラウドサービスについては、ユーザーの私的複製に代替するようなサービスも沢山用意されているため、補償金制度と不可分に議論されるべき問題ではないか。
 - (上記意見に対し、) クラウドサービスは、契約の中で決めていく問題であり、一方、補償金制度は、完全に制度自体が壊れており、一からどうやって考えていくのかという問題である。クラウドと補償金をセットにするのは違うのではないか。
 - (上記意見に対し、) 非常に汎用的なロッカーサービスのような、ライセンスで処理できるサービスにとどまらないサービスも想定され、それに対して法制度上の措置を講じる必要性があるかどうかを検討することは十分意義がある。
- クラウドサービスの進歩に伴って利用者の利便性も増してゆくのであれば、補償の必要性も拡大していくのではないか。ロッカー型サービスを使うことで、利用者は著作物をいくらでも共有できてしまうので、例えばMDなどの時代に比べると、著作物が伝播していく範囲は格段に拡大している。こうした現状は、今後補償金制度を考える上で重要なファクターになるのではないか。
- クラウドサービスにおける著作物の利用は、私的複製に属するものだということになった場合、現状機能していない補償金制度をどのように再構築していくのかという議論もありうる場所である。
- 権利者への適切な対価の還元とは、権利者の保護と利用とのバランスを図るという著作権法の最も基本的な精神に関わる問題であるため、色々な視点から総合的に検討していくべき問題である。

④ その他

- ▶ ヒアリングにおいては、クラウドサービスを個人的な範囲で実現すべきであるという意見と、家庭内に準ずる範囲まで広げて実現すべきであるという意見が混在していたように見受けられる。個人的な範囲で著作物をいつでもどこでもどのデバイスでも視聴することができるようにするという点については理解できるが、それを家庭内に準ずる範囲にまで広げてしまうのであれば、それが適切かどうかという議論が出てくるように思われる。

3 私的使用目的以外の複製が行われているクラウドサービス等について

- ▶ J E I T Aから、以下のサービスについて、著作権法上適法に行えることを明確にしてほしい旨の意見があった。
 - ・教員が、授業の過程における使用に供することを目的として著作物を複製することができるのと同じ範囲で、事業者が著作物を授業の前後にオンラインで送信することができるサービス (eラーニング)
 - ・公表された情報をクラウド上のサーバーにおいて収集・分類し、論文執筆者に文献情報の提供等を行うサービス (論文作成・検証支援サービス)
 - ・インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス (法人向け評判分析サービス)
 - ・事業者が法人に代ってテレビ番組を録画しておくサービス (法人向けTV番組検索サービス)
- ▶ (上記法人向けTV番組検索サービスに対し) 仮にテレビ局が法人向けテレビ番組検索サービスを展開するために番組をストレージし、データベース化しようとした場合、テレビ局は番組の著作権を有しているわけではないので、著作権の処理が必要である。このように、テレビ局にとってですら権利処理が必要なサービスを、一般企業が許諾なしで提供できるようにして欲しいというのは、行き過ぎではないか。

4. 第2回小委員会におけるヒアリング団体一覧 (発表順)

一般社団法人電子情報技術産業協会< J E I T A >
一般社団法人新経済連盟< J A N E >
ヤフー株式会社<ヤフー>
ニフティ株式会社<ニフティ>
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム< M C F >

(以上)